第五条第三項中「特定農産加工業経営改善臨時措置法第五条第一項」を「特定農産加工業経営改善等臨時措置法第六条第一項」に、「、特定農産加工業経営改善臨時措置法」を「、特定農産加工業経営改善等臨時措置法」に改め、同条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

（調達安定化措置に関する計画の承認等）

第五条　特定農産加工業者（第二条第二項第二号に掲げる業種に属する事業を行う者に限る。以下この項及び第三項第一号において同じ。）又は特定事業協同組合等（特定農産加工業者を構成員とするものに限る。以下この項及び次項第四号において同じ。）は、調達先としての指定農産物の生産地の変更、代替原材料（原材料たる指定農産物等に代替する農産物又はこれを使用して生産された農産加工品をいう。以下この項及び次条第一項第二号において同じ。）の使用、原材料たる指定農産物等の効率的な使用、新商品又は新技術の研究開発又は利用、原材料たる指定農産物等又は代替原材料の保管その他の原材料の調達の安定化を図るための措置（特定事業協同組合等にあっては、その構成員がその事業に用いる原材料の調達の安定化を図るための措置。以下「調達安定化措置」という。）に関する計画を作成し、これを農林水産大臣に提出して、当該計画が適当である旨の承認を受けることができる。

2　前項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　調達安定化措置の目標

二　調達安定化措置の内容及び実施時期

三　調達安定化措置の実施に伴い必要となる資金の額及びその調達方法

四　特定事業協同組合等が新商品又は新技術の研究開発に必要な試験研究費に充てるためその構成員に対し負担金の賦課をしようとする場合にあっては、その賦課の基準

五　その他農林水産省令で定める事項

3　農林水産大臣は、第一項の承認の申請があった場合において、その計画が、次の各号に適合するものであると認めるときは、その承認をするものとする。

一　当該計画に係る特定農産加工業者が第二条第二項第二号に規定する農産物の輸入に係る事情の著しい変化に対応して新たな経済的環境に円滑に適応するために有効なものであって、農林水産省令で定める基準に適合するものであること。

二　原材料たる農産物の国内の生産地との連携の強化その他の生産地からの当該農産物の調達の方法が適切なものであること。

三　その他政令で定める基準に適合するものであること。

4　農林水産大臣は、第一項の承認をしたときは、遅滞なく、その旨を同項の計画に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に通知しなければならない。

5　前条第一項及び第二項の規定は、第一項の承認を受けた者について準用する。この場合において、同条第一項及び第二項中「都道府県知事」とあるのは「農林水産大臣」と、同項中「第六条第一項第一号、第七条及び第十一条第一項」とあるのは「第六条第一項第二号、第七条及び第十一条第二項」と、「経営改善措置又は事業提携」とあるのは「調達安定化措置」と読み替えるものとする。

6　第三項の規定は前項において読み替えて準用する前条第一項の承認について、第四項の規定は当該承認及び前項において読み替えて準用する同条第二項の規定による承認の取消しについて、それぞれ準用する。

第七条中「承認特定農産加工業者等が承認計画」を「第三条第一項若しくは第二項又は第五条第一項の承認を受けた者がこれらの承認に係る計画」に、「又は事業提携」を「、事業提携又は調達安定化措置」に改める。

第八条中「承認特定農産加工業者等」を「第三条第一項若しくは第二項又は第五条第一項の承認を受けた者」に、「又は事業提携」を「、事業提携又は調達安定化措置」に改める。

第九条中「又は事業提携」を「、事業提携又は調達安定化措置」に改める。

第十条第一項中「農産加工品等」を「農産加工品及びその原材料たる農産物」に改める。

第十一条中「承認特定農産加工業者等に対し、承認計画」を「第三条第一項又は第二項の承認を受けた者に対し、これらの承認に係る計画」に改め、同条に次の一項を加える。

2　農林水産大臣は、第五条第一項の承認を受けた者に対し、当該承認に係る計画の実施状況について報告を求めることができる。

第十二条第一項中「前条」を「第十一条」に改め、同条を第十三条とし、第十一条の次に次の一条を加える。

（権限の委任）

第十二条　この法律に規定する農林水産大臣の権限は、農林水産省令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。

附則第二条中「平成三十六年六月三十日」を「令和十一年六月三十日」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第二条の改正規定は、公布の日から施行する。

農林水産大臣　坂本　哲志
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

政　令

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年四月十二日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

政令第百六十七号

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）附則第一条第十号の規定に基づき、この政令を制定する。

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第十号に掲げる規定の施行期日は、令和六年五月二十七日とする。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正
総務大臣　松本　剛明
法務大臣　小泉　龍司